

## 令和5年度第2回石狩市障がい者福祉計画策定委員会議事録

日 時：令和5年9月20日（水）14：30～15：40

場 所：石狩市総合保健福祉センターりんくる 2F 交流活動室

出席者：

委 員					
役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
委員長	戸田健一	出席	委員	今西浩子	出席
副委員長	細谷強志	出席	委員	福江 彰	出席
委員	森川貴司	出席	委員	村山 浩	出席
委員	木村正剛	出席	委員	佐藤和也	出席
委員	赤山好明	欠席			

事務局	所属 氏名		所属 氏名	
	保健福祉部長	宮野 透	障がい福祉課主査	飯岡多美子
	子ども発達支援センター長	藤田千晶	障がい福祉課主査	山本健太
	障がい福祉課長	高井実生子	障がい福祉課主事	佐竹 創

傍聴者：1名

### 会議次第

- ◇ 開会
- ◇ 議事
  - <説明事項>
    - 1 次期計画の基本指針について
    - 2 障がいのある人の総数・市内事業所数について
  - <協議事項>
    - 1 石狩市第6期障がい福祉計画及び石狩市第2期障がい児福祉計画の改正（案）について
    - 2 各計画に関する石狩市地域自立支援協議会からの意見
- ◇ その他 事務局より事務連絡
- ◇ 閉会

### ◇開会

【事務局：高井】

これより令和5年度第2回石狩市障がい者福祉計画策定委員会を開催します。

◇ 委員について

【事務局：高井】

本日は、赤山委員が欠席となっています。

また、福江委員のサポートのため、大地の会事務局員の野田様が同席していますことを申し添えます。

それでは、戸田委員長に議事を引き継ぎたいと存じます。

◇ 議事

- ＜説明事項＞
- 1 次期計画の基本指針について
  - 2 障がいのある人の総数・市内事業所数について
- ＜協議事項＞
- 1 石狩市第6期障がい福祉計画及び石狩市第2期障がい児福祉計画の改正（案）について
  - 2 各計画に関する石狩市地域自立支援協議会からの意見

＜説明事項＞

【戸田委員長】

それでは、まず説明事項のご説明をお願いします。

【事務局：飯岡】

資料1の「1. 基本指針について」ですが、「基本指針」とは、市町村及び都道府県が障害福祉計画及び障害児福祉計画を定めるに当たって国が示した基本的な指針となっています。都道府県及び市町村は、基本指針に則して原則3カ年の計画を策定することになっており、計画期間は、令和6年4月から令和9年3月までとなっています。

次に、「2. 基本指針見直しの主な事項」についてです。資料にあります14項目になります。

ほとんどの項目が現行の計画より継続されたものとなりますが、この中の「⑩障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進」は今回新設されたものとなります。なお、現在当課にて、「石狩市情報・コミュニケーション条例（仮称）に係る検討委員会を立ち上げ、本市の情報コミュニケーション条例制定に向け現在検討中であり、条例が制定された際には、市としての具体的な取組などが位置づけられることになるかと思えます。

次に、3. 成果目標（次期計画期間が終了する令和8年度末の目標値）についてです。指針の中の市町村に係る項目について、抜粋してご説明いたします。

①施設入所者の地域生活への移行

- ・地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上
- ・施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減

## ②地域生活支援の充実

- ・各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと
- ・【新規】強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること

## ③福祉施設から一般就労への移行等

- ・一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上
- ・就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上

## ④障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上
- ・全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築
- ・重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上

## ⑤相談支援体制の充実・強化等

- ・各市町村において、基幹相談支援センターを設置等
- ・【新規】協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等

## ⑥障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ・各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築

## 4. 地域生活支援事業に係る障害福祉計画の作成について

### ①地域生活支援事業とは

- ・地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施していく事業です。
- ・障害福祉計画において、地域生活支援事業の種類ごとの実施について、定期的な検証と見直しをしております。（障害福祉計画とともに見直しを実施）
- ・必須事業に位置付けられている事業のうち、未実施である事業がある場合は、次期計画期間中の実施に向けた具体的な取り組みについて記載する。

### ②必須事業の内容は、記載のとおりとなっており、石狩市はすべて実施しています。

次に説明事項2「障がいのある人の総数・市内事業所」についてご説明します。資料2をご覧ください。障がいのある人の総数、これは各手帳の対象者の数となります。令和5年4月1日現在で、4,841人と表にありますように年々増加しております。総人口に対し、約8.4%で身体障がい者が最も多く、次いで精神障がい、知的障がいとなっております。また、精神障がいの増加割合が

多くなっています。それ以降は、各障がい別に傾向を記載しておりますので、ご確認ください。  
次に市内事業所の数の推移になります。

この6年間では、児童系の事業所において増加しており、児童発達支援事業所が6カ所、放課後等デイサービス事業所が8カ所増加しました。

説明事項については以上になります。

【戸田委員長】

皆さん質問はございますか。

【木村委員】

資料2の障がいのある人の総数について、身体、知的、精神とそれぞれ障害者の数は伸びているが、石狩市の人口の増加と一致しているのでしょうか。

特に精神障がい者の数が伸びていますが、診断基準や社会情勢の中で診断が付きやすくなっているなどの背景があるのか伺いたと思います。

【事務局：飯岡】

人口は減少していますが障がい者の数は増えています。精神障がい者が増えていることの確定的な要因は把握しておりません。

【事務局：高井】

コロナの影響もあるのかもしれないが確定的なことまではわからない。

【戸田委員長】

医療機関側としては何か傾向について見解はありますか。

【森川委員】

個人的見解ですが、福祉サービスの利用など、手帳所持のメリットが増えたことがあると思います。

【戸田委員長】

支援が充実してきたことや隠さなくてもよくなってきたところがあると思います。最近はオープンになって支援を受けていきたいという人が増えてきた印象はあります。森川委員の分析のとおりかと思われる。

## <協議事項>

【戸田委員長】

次に、協議事項になります。石狩市第 6 期障がい福祉計画及び石狩市第 2 期障がい児福祉計画の改定（案）についてご説明ください。

### 石狩市第 6 期障がい福祉計画の達成状況と次期計画の成果目標について

【事務局：飯岡】

はじめに第 6 期障がい福祉計画について説明いたします。

まず 1 ページ目、福祉施設入所者の地域生活への移行の項目となります。

① の施設入所からグループホーム等へ地域移行をした人の数ですが、令和 5 年度末時点で 1 人が見込め、達成には至りませんでした。入所者の 9 割以上が障害程度区分 5 以上となっており、地域移行が難しい状況が推測されます。

2 ページ目、②の現在の施設入所者数は基準値令和元年度 72 名であったのが、令和 5 年度末の見込で 67 人となり、目標値を超えています。減少した方については、地域移行した方が先ほどの 1 名、3 名が死亡となっていて、減少した理由は自然減となっています。

次に福祉施設から一般就労への移行の項目となります。

福祉施設というのは、就労移行支援、就労継続支援 A 型、B 型の福祉的就労施設となります。

①の福祉就労施設から一般就労へ移行した人の数ですが、令和 5 年度末の見込は 13 名となっています。目標値に近い数値となっています。

3 ページ目、②の就労移行支援事業所を利用している人の数ですが、こちらは 23 人となっていて、目標値を下回る見込みですが、利用者数自体は増加傾向となっています。

次に（3）地域生活支援拠点等の整備については、令和 5 年度末に 1 か所を目標値とし、令和 4 年度には、他市町村の情報収集、関係機関との意見交換を行いました。令和 5 年度の見込とはしては未設置となります。引き続き次期計画においても設置に向けて準備を進めてまいります。

4 ページ目（2）各種研修への参加の支援については、石狩市障がい福祉人材養成支援補助金が該当となり、各年度 16 回と目標値を超える回数となっています。

5 ページ目、福江委員は 4 ページ目、指定障害福祉サービスについてです。居住系サービス量は、共同生活援助はやや増加、施設入所支援は横ばいとなっています。②訪問系サービスは、変動はありながらも概ね増加傾向で推移しています。

6 ページ目、日中活動系サービス量について、3-①について概ね横ばい、増加傾向となっています。同じく 6 ページ目、福江委員は 7 ページ目の 3-②日中活動系サービス量です。令和 3 年度からみますと就労継続支援 B 型と短期入所が増加しています。

次に、7 ページ目、福江委員は 8 ページになります。④相談支援の見込ですが、令和 3 年度から各年度増加しております。数値は延べ人数となっています。

次のページから地域生活支援事業になります。

8ページの中ほど、福江委員は10ページの中ほどになりますが、(2)意思疎通支援事業については、令和4年度が、計画値80人に対し実績値270人となっています。

これは手話通訳者や要約筆記者を利用した聞こえない人の人数となりますが、令和4年9月に全国ろうあ者体育大会が本市で開催されたことに伴い、全国からの参加者が利用したため大幅に増加していることによります。

9ページ目、福江委員は11ページの上(4)移動支援事業ですが、令和3年度と4年度に人数の開きがありますが、令和元年度の数からみますと、令和3年度だけが突出して多くなっています。これについては、要因は特定できませんが、今後の推移をみていきたいと思えます。

10ページ目、福江委員は13ページ、次期計画の第7期障がい福祉計画の成果目標の設定になります。

(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行になります。基準とする年度や目標値においては、基本指針によって設定されています。①施設入所者の地域生活への移行数ですが、基準値が令和4年度の入所者数67名です。国からの目標値は6%となっていますので、現時点では、4名としています。北海道の目標値がまだ示されていないのですが、示された際には北海道の目標値に設定していきます。

(2)施設入所者の現状見込数です。目標値5%で3名となっています。

次に11ページ目、福江委員は14ページ、(2)福祉的就労事業所から一般就労への移行についてです。①一般就労移行数全体の数は、令和3年度の一般就労移行者数を基準としまして、北海道の目標値1.28倍以上とのことで、本市としては、1.5倍の9名としています。

次にその内訳として、就労移行支援事業、就労継続支援A型、B型から一般就労への移行数の目標値を記載しております。

12ページ目、福江委員は15ページです。⑤就労定着事業利用者数は、令和3年度の利用者数4人に目標値の1.41倍で6人と設定しています。

13ページ目、福江委員が16ページから第7期障がい福祉計画の重点施策になります。

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時の対応や施設からの地域移行を支援、地域生活継続の支援、就労支援などのサービスの提供体制を整え、障がいのある人を地域全体で支えるしくみとして地域生活支援拠点等の整備を進めます。

また、地域における障がい者の支援体制の整備を図るため、強度行動障がいを有する方の支援の方策、精神障がいのある人に対応した地域包括ケアシステムの構築、基幹相談支援センターの設置等による相談支援体制の充実・強化について検討していきます。さらに、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供し、事業を実施していくために、提供体制と人材の確保に努めます。

具体的に数値を示している施策は3点です。

地域生活支援拠点等の整備数については、障がいのある人の高齢化や重度化、8050問題への対応を見据え、地域全体で支える中核としての役割を担う体制を整備します。目標数値としては、1か所設

置で、前計画では、設置に至りませんでした。前計画から引き続き、準備を進めていきます。

地域生活支援拠点等における設置のための検討や設置後の機能充実、検証などの検討の場を年1回以上開催することを目標としています。

次に同じく13ページ目、福江委員は17ページです。

人材と提供体制確保のため、障害福祉サービス関係事業所の職員の方が、北海道が実施する研修に参加することについて、福祉人材養成助成事業を活用し支援します。年20回を目標としています。

14ページ目、福江委員はそのまま17ページです。

新規の重点施策として、基幹相談支援センターの整備数を入れています。

相談支援体制の充実・強化を図るため基幹相談支援センターの整備に向けた検討をしていきます。基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務及び権利擁護に関する業務、地域の相談支援体制の強化の取組などを行います。

次に同じく14ページ目、福江委員は18ページです。サービス必要量の見込になります。

見込量については、基本的には、前回の策定委員会でお伝えした、過去3年間の変化率の平均にて算出しています。ただ、特に外出系のサービスにおいて新型コロナの影響で、利用控えのある年度とその次の年度の差が大きい場合、変化率が高くなるため、増加率が大きくなってしまいますので、その場合は、変化の大きい年度を除いて算出、または過去の実績から算出しています。また数が一桁前半など少ないものについては実績から算出しています。

では、14ページ目、福江委員は19ページです。①居住系サービス量の見込で、共同生活援助は増加傾向、施設入所支援は、これまでの変化率に加え、施設待機者数を加味しています。

次に15ページ、福江委員は19、20ページです。訪問系サービス量の見込で人数とサービス時間となっています。どの項目も増加傾向にあります。

次に17ページ、福江委員は23と24ページです。日中活動系サービス量についてです。

いずれの見込量も増加傾向ですが、特に就労系が増加しています。

また、17ページ目、福江委員は23ページの上から4番目にあります「就労選択支援」が総合支援法が改正される令和6年4月から3年以内に政令で定める日から開始する新規サービスになります。

これは、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択を支援する新たなサービスとなります。

18ページ目、福江委員が25ページと26ページです。相談支援の見込になります。実人数と延べ人数になりますが、どちらも増加傾向にあります。

次に20ページ目、福江委員は29ページです。地域支援事業もおおむね増加傾向です。

1点、ご説明します。(1) 相談支援事業について、①(ア) 障がい者相談支援事業を現計画の3か所から4か所としております。市としては、これまでの計画実績の増加及び今年5月に実施した事

業所アンケート結果から相談支援事業所の増加が必要と考えていることから 1 力所見込数を増加しています。

次に 21 ページ目、福江委員は 31 ページです。見込量確保の方策について、障害福祉サービスなど、必要な人が利用できるよう見込量の把握に努めるとともに、相談支援に係るニーズ把握に努めます。特に、計画相談支援、短期入所、共同生活援助などの需要増が見込まれますので、事業所の設置を促進するとともに、利用者の求めに応じたサービスが提供できるように努めます。

地域生活支援事業については、必要な事業を継続して実施するとともに、地域の障がいのある人の実情に合わせた事業実施に努めます。

以上で、石狩市第 6 期障がい福祉計画の達成状況と次期計画の成果目標についての説明を終わります。

#### 石狩市第 2 期障がい児福祉計画の達成状況と次期計画の成果目標について

次に第 2 期障がい児福祉計画について説明いたします。

22 ページ目、福江委員は 32 ページをご覧ください。第 2 期障がい児福祉計画の達成状況になります。(1) 中核子ども発達支援センターの設置については、令和 5 年 8 月時点では未設置ですが、令和 5 年度末に設置予定のため、1 力所の見込となっています。(2) 重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、それぞれ 1 力所の設置があります。

23 ページ目、福江委員は 32 ページです。医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置です。医療的ケア児支援のための保健・医療・福祉・保育・教育などの関連機関などが連携を図るための場となりますが、令和 5 年 5 月末に「石狩市医療的ケア児等支援会議」が設置されたため、達成状況は 1 力所となっています。

次に同じく 23 ページ目、福江委員は 34 ページです。(4) 児童発達支援の利用実績ですが、見込量を大きく上回っています。令和 5 年度の見込数が少なくみえますが、これまでの実績からみると、令和 5 年度が少ないというよりは、令和 4 年度の実績が多くなっております。新型コロナの状況からこれまで利用控えしていた方が少しずつ利用し始めた可能性があります。

(6) 次に 24 ページ目、福江委員は 35 ページです。放課後等デイサービスですが、特に人数が見込量を大きく上回っています。

次に 25 ページ目、福江委員は 36 ページです。(9) 障がい児相談支援ですが、各年度見込量を大きく上回っています。令和 4 年度から多くなっていますが、セルフプランの方の更新時に、計画相談に移行できるよう事業所につないだケースが多かったことが影響しています。

25 ページ目、福江委員は 37 ページです。(10) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置ですが、医療的ケア児支援会議や個別事例の対応を通して、コーディネーターの役割などについて検討していますが、令和 5 年度中には配置には至らない見込です。第 3 期計画において引き続き配置に向けて取り組んでいきます。



次に 25 ページ目、福江委員は 37 ページです。第 3 期障がい児福祉計画の重点施策についてです。

- ・児童発達支援センターと同等の機能を有する市町村中核子ども発達支援センターを設置し、障害児通所事業所等と連携を図り、地域支援体制の構築を図っていきます。
- ・障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進していく観点から、保育所等訪問支援等を活用し、認定こども園等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制構築を推進します。
- ・医療的ケア児に対する支援体制の充実のため、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置し、医療的ケア児等が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援につなげるとともに、協議の場への参画、課題の整理等を行います。

次に 26 ページ目、福江委員は 38 ページです。第 3 期障がい児福祉計画の成果目標の設定についてご説明します。項目については、本計画も基本指針に沿っています。

- (1) 市町村中核子ども発達支援センターの設置です。目標値として 1 カ所の整備体制を維持します。
- (2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービスは目標値 1 カ所確保する体制を維持します。(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置も目標値 1 カ所の体制を維持していきます。

次に 27 ページ目、福江委員は 40 ページです。

- (4) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの設置についてです。日常生活を営むために医療を必要とする障がいのある子どもが地域で安心して暮らしていけるよう、医療的ケア児に対する支援が適切に行える人材を配置します。令和 4 年度実績は 0 名ですが、第 3 期計画では 1 名の配置を目標としていきます。

次に 28 ページ目、福江委員は 41 ページから (1) 児童発達支援は増加の見込です。次に福江委員は 42 ページをご覧ください。(3) 放課後等デイサービスについても増加の見込となっています。次に 29 ページ目、福江委員は 44 ページです。(4) 保育所等訪問支援は、令和 4 年度実績は 0 名ですが、重点施策の保育所等訪問支援等を活用し障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進していく観点から、令和 8 年度の目標値としては 2 名としています。

次に 30 ページ目、福江委員は 46 ページですが、障がい児相談支援についてです。

実人員、延べ人員ともに増加の見込となっております。

最後に同じく 30 ページ目、福江委員は 47 ページ、見込量確保の方策ですが、児童発達支援及び放課後等デイサービスについては需要増が見込まれるため、関係機関と連携し、サービス提供事業所の確保やサービスの充実に努めます。保育所等訪問支援は、利用ニーズを的確に把握し、利用者の求めに応じたサービスが提供できるよう関係機関との連携を図ります。障害児相談支援も需要増が見込まれますので、相談事業所の設置を促進するとともに、利用者に対する適切な支援の実施に努めます。資料 3 「第 6 期障がい者福祉計画及び第 2 期障がい児計画の改定（案）について」のご説明は以上で

す。

次に資料 4「各計画に関する石狩市地域自立支援協議会からの意見」になります。

令和 5 年 9 月 5 日に開催された石狩市地域自立支援協議会の計画ワーキンググループにおいて出された意見になります。第 6 期障がい福祉計画改定（案）については 6 件、第 2 期障がい児福祉計画については 2 件となっています。2 点ほどご説明します。

まず、3 ページ目、福江委員は 4 ページの No.7 についてです。国の成果目標にある「全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築」に関して、具体的に市町村や事業所がどのように取り組んでいけばいいのか、市のイメージがもう少しあるとわかりやすい、との意見がありました。

次に同じく 3 ページ目、福江委員は 5 ページの No.8 ですが、児童発達支援全般について「就学前の障がいのある子ども」と書いているが、実際は診断名がなく困り感で利用される方がいる。「障がい児」となってしまうと利用したくなくなる方がいる。それよりは、「障がい児や困り感のある子ども」とする方が良いと思う、というご意見です。

こちらについては、先ほどの資料 3 の 28 ページ目、福江委員は、41 ページから出てくる文言になります。この文言については策定委員会にてお諮りいただきたいと思います。

以上、資料 4 のご説明を終わります。

【戸田委員長】

資料 4 の「各計画に関する石狩市地域自立支援協議会からの意見も参考にしながら、「石狩市第 6 期障がい福祉計画及び石狩市第 2 期障がい児福祉計画改定（案）について」にご意見ある方はいらっしゃいますか。

【佐藤委員】

いくつかお聞きしますが、第 7 期のサービス必要量の見込みについて、令和 6 年度からの 3 力年の変化率の平均を乗じて算出としていますが、過去 3 力年のサービスの利用実績をもとにしたのでしょうか。

【事務局：飯岡】

利用実績から過去 3 力年の伸び率の平均を出してそこから見込みを算出しています。

【佐藤委員】

最初にもらった資料の中でアンケート結果がありましたが、その中に申し込んだが利用できなかったという意見がありました。その意見は数字の中に反映しなかったのでしょうか。つまり、利用希望が 10 件あって、何らかの事情で 5 件しか実績がなかったという場合、その 5 件に変化率をかけたとい

うことでしょうか。

【事務局：飯岡】

こちらでおさえられる数字が利用実績の部分となり、そこから算出しております。

【佐藤委員】

アンケートには具体的に、何件受け入れられなかったとありましたが、それを含んでいないということでしょうか。サービスの必要量はニーズの必要量であり、実績ではないと思います。そうでないと供給が不足しているものに関しては永遠に不足してしまうことになるかと思います。

【木村委員】

私の事業所では児童発達支援等行っており、利用したくてもできなかった人の中には、そもそも提供できないサービスを希望される方もいらっしゃいます。実際提供できるもの以外の数もアンケートの中に含まれているので、どの程度その数があるのか把握するのは難しいと思います。すべての方にサービス提供はしたいが、法律や基準等の関係でどうしてもできない方がいるという現状もあります。

【佐藤委員】

おっしゃる通りそもそも提供できない場合もあると思います。ただ、資料を見る限りは、人手が足りないが想定以上の申し込みがあったということがあげられています。そこを踏まえて次期計画に活かさないと利用者がずっと困ったままになります。指定権者は北海道なので市で今すぐにとはいかないと思いますが、現実を考えて予算に反映しないと、これは見て見ぬふりしていると言われても仕方がないと思います。実績の変化率だけでは現実は捉えられないと思いますし、やるべきことは、サービス費の予算に反映する段階で、隠れたニーズを北海道に伝えないと、北海道に現場の声が反映されないのではないかと思います。

【事務局：高井】

人材的な事情で受け入れられなかった部分は、「石狩市障がい福祉人材養成支援事業」で増加させるように計画には載せています。その成果がいつ出るのかというのはもう少し先になるのではないかと思います。隠れたニーズの数字を持ちあわせていないことが反映できない理由でもあります。

【佐藤委員】

この計画の国のフォーマットでは反映させられないというのはわかります。このような隠れたニーズがあるという資料を別資料では出せないでしょうか。

【事務局：宮野】

アンケートからニーズが出てきておりますが、資料として根拠にするだけのニーズ量を市として押さえているかというところまで把握できていないというのがあります。

【佐藤委員】

実際に困っている利用者がいるので把握してください。サービスを充足させないと地域移行もできないと思います。

【事務局：宮野部長】

把握の仕方も含めて課題と思っています。今後ご意見として受けとめ、計画に活かしていきたいと思えます。

【佐藤委員】

ぜひ形にしてください。お願いします。

【戸田委員長】

日中活動が多様化している中でそこをどのようにとらえていくのかということだと思えます。希望として3つ、4つの事業所を出されて、すべて使えなかったのか、またはその中で一番行きたかったところに行けなかったのかなどを把握していくということと、そのようなニーズをどのように拾い上げていくのかということも必要だと思えます。事業所の事情もあると思うのでその辺の分析も必要になるのではないかと思います。

【佐藤委員】

サービス利用が少ないかそもそも種類が存在していない時に、新たなサービスの必要性について、指定権者は北海道だがどのように伝えているのでしょうか。例えば、需要と供給が追いつかないとなったときに石狩市ではどうしようもできません。市では募集しないですね。北海道にどのように伝えるのでしょうか。

【事務局：飯岡】

市では募集はしません。

【事務局：高井】

北海道は市内だけではなく、管内単位で充足しているかを判断しています。

【佐藤委員】

北海道は充足しているかどうかをどのように把握しているのでしょうか。

【事務局：飯岡】

新規で開設希望のある事業所が北海道に指定の相談をした際に、市町村に市の状況を確認するように言われていたり、振興局から直接市内の状況についての問い合わせが来ることもあります。

【佐藤委員】

パイプが薄い感じがしますね。地域の実情を北海道にお伝えする方法はないのでしょうか。

【事務局：宮野】

現状、お応えできるものはないが、北海道は市単位としてというより管内で見えています。我々は市の中しか見えないので、北海道に伝えるのが難しい部分があります。

【佐藤委員】

わかりました。厳しい現実ですね。

【戸田委員長】

社会資源数の問題があります。多すぎる場合にはチェックできるが足りない場合には難しい部分があります。そういった意味では、地域自立支援協議会の活動が重要になると個人的に思います。事業所の悩みの一つに、利用希望があったけれども受け入れできなかったという部分で、これが事業としてやっていないから無理だったのか、定員がいっぱいだからなのか、この辺の区別をどのように意見交換していくのかということが長い目で見た時に必要になってくると思います。今後の課題としていただけたらと思います。

その他計画案を見ていただいて何かありませんでしょうか。

【木村委員】

見込量確保の方策の中で、「関係機関と連携し、サービス提供事業所の確保やサービスの充実に努めます」とありますが、どのような機関と連携し、市としてどうやって事業所を確保させてどのように充実に努めるのか具体的なものがあればお願いいたします。

【事務局：高井】

サービスの内容によると思うが、事業所間の調整、いろいろな事業所の充足状況、空き状況をみて調整していきたいと思います。

【木村委員】

その調整は相談支援事業所がおこなうのでしょうか。どの機関が把握して調整するのでしょうか。

【事務局：高井】

相談支援事業所になります。

【木村委員】

まずはセルフプランの方を相談支援事業所につなげていくということと、相談支援事業所は市内の事業所をすべて適正に把握しているということでしょうか。

【事務局：高井】

その通りです。

【木村委員】

事業所が増えているという中でこの数が適正かどうかというのは難しいと思います。事業所は民間なので、事業所を建てようとするかどうかは民間任せであって、どこからか事業所を建ててくださいと言われるものではないです。その中で事業所をうまく市に取り込む施策があるのかが見えないので、何かあれば教えてほしいです。

【事務局：高井】

市として事業所を呼び込む政策は現状もちあわせていないが、共生型の事業所ができてきたということもあるので、そういった部分で「充実」としているところはあると思います。また、一つの障がいに限らず色々な分野で事業所と相談しながら進めてさせていただいております。

【戸田委員長】

最近福祉参入の事業所が増えています。その方たちが事業を展開するときに計画の数値は結構ご覧になっています。これも情報開示の一つだと思います。石狩市の考えや社会資源数は十分なのか、参入できる隙間があるのかどうかなどを、以前は指定権者である北海道に行って確認していたが、最近は市町村に確認していることが多いようです。市町村の窓口に行っても数字を把握できていないといった場合は計画の数値を見ることがあると伺っています。

また、どう仕掛けていくかというのも必要であり、相談支援事業でも、これ以上自分の事業所では計画を作れないとなった時に、他の事業所にやってもらえないかと持ち掛けるなど、他の事業も同じだと思います。相談支援が始まった時は市町村が働きかけて増えました。他の事業所でも特に就労系が伸びてきているがまだ十分ではないです。そのようなところも市として把握してもらい、意見を求める場として地域自立支援協議会を活用するのも方法の一つだと思います。

【森川委員】

相談支援事業所の目標値が来年度4か所になっているが具体的な話はあるのでしょうか。

【事務局：高井】

相談段階ですが1、2件来ております。もしかすると増える可能性はあります。

【森川委員】

相談支援センターが4か所できたらそのうち1か所が基幹相談支援センターになるのでしょうか。

【事務局：高井】

現時点では未定です。地域自立支援協議会にもご相談しながら検討していきたいと思います。

【村井委員】

資料3「第3期障がい児福祉計画の重点施策」の3点目「医療的ケア児に対する支援体制の充実のため、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置し」とあります。今まで医療的ケアが必要なお子さんは、支援学校に入学される方が多かったですが、今は地域の学校に入るのも増えてきているのでコーディネーターの存在はありがたいと思います。コーディネーターのバックグラウンド、例えば医療系の方なのかなどはどうなのでしょう。社会に出る段階までずっとみていくのでしょうか。その辺のコーディネーターの役割はどのようなイメージがあるのでしょうか。

【事務局：飯岡】

医療的ケア児コーディネーター養成研修の修了者など、知識経験のある方をイメージしています。近隣市町村で既に配置しているところがあるので参考にしようと考えています。

【事務局：高井】

生まれた時から大きくなるまでのいろいろな過程で関係機関と調整し、コーディネートしていただきたいと考えています。

【戸田委員長】

もう一つの役割は地域づくりであり、医療的ケア児の支援の地域体制を作るという意味での地域づくりも役割の一つです。総合調整と地域づくりが二つの柱となっています。

【木村委員】

コーディネーターは市の職員としての配置でしょうか。専門的な知識と技術がないと難しいと思います。1名となっているのが、これほどの人材が1名で回るのか、急な異動なども考えるとこの配置は

脆弱と思います。

【事務局：宮野】

コーディネーターのあり方はまだ詰めている状況にはありませんが、市の職員としてあるべきかどうかについては、現状の医療的ケア児は増えていくと思いますが、現在市として把握している中では、数名ということで、1名なのか2名なのか、需要と供給を見ながら配置しなければならないと思っています。重要性は認識しており、計画にも記載しています。今後、市として検討していきたいと思えます。

【戸田委員長】

資料4の地域自立支援協議会からの意見の中からですが、No.8に「就学前の障がいのある子ども」という記載だけでなく「困り感のある子ども」としたほうがいいのではないかという意見がありました。策定委員会で語りたいということですが、皆さん何かご意見ありますでしょうか。

【木村委員】

この意見を出したのは私なので補足させてください。児童発達支援事業を利用されている未就学のお子さんですが、福祉につながる大きな障壁の一つとして、「障がい」というレッテル貼りがあります。両親は受けさせたくても身内の方が反対するということもあります。「障がい児」という表現では必要な方に届きにくい表現になると現場として感じています。社会情勢的にも障がい児が使えるサービスと表現すると現場と乖離していると感じます。もう少し柔らかい、広がりのある言葉を使っただけだとありがたいです。

【戸田委員長】

福江委員はいかがでしょうか。

【福江委員】

困り感のある子どもとつけたほうがよいと思います。

【村井委員】

随分前ですが、障害児学級が特別支援学級と名前が変わりました。障がいがある子供ではなくニーズのある子どもということで変わりました。なのでこの通り困り感のある子どもと入れるのが良いと思います。

【今西委員】

木村委員がお話されたことに共感しました。お子さんの個性や生きづらさにスポットを当てるなら困



り感がある子どもという言葉添えるのが良いと思います。

【細谷副委員長】

最近就学前のお子さんに関わる機会は少ないですが、関係者に聞くと、障がいにどうしても抵抗感があるが相談したいという方はいるとのこと。そこに葛藤があると思うので、障がいと謳うよりはいろんな形で文言を作った方が良いと思います。いろいろ文言を考えましたが「困り感」が一番よいかと思います。

【戸田委員長】

策定委員会としては「障がい児や困り感のある子ども」と記載していただいたほうがよいのではないかというご意見でよろしいでしょうか。No.7についてもご意見あれば伺いたいと思います。「障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築」とありますが、厚生労働省の資料を調べても具体的な内容があげられておりません。具体的に市や事業所はどのように取り組んでいけばいいのか、というところを書いてあるとおりの回答をもらったところ。策定委員会の皆さんからもご意見を伺いたいということだったので、何かご意見あれば伺いたいと思います。

【木村委員】

インクルージョンについて説明があった通り、共生型や保育所等訪問支援、通所との併用というところで比較的石狩市ではインクルージョンの概念のもとで動いているのではないかという回答があり、そのかたちであれば安心だなという印象を持ちました。インクルージョンの言葉だけが前に進んでおり、実際事業所に何が求められているかが明確ではなく不安に思っていたところ。石狩市がインクルージョンのもとに動いてますという情報提供があると事業所は安心だと思います。

【戸田委員長】

事業所がどこを目指すかもありますし、あとは障がい児支援利用計画なども出てきたので事業所とどう連携するかは見えやすくなってきたと思います。会議がなかなかできないというお話もあったので、会議の充実というところは今後事業所と相談支援事業所とで考えていかないといけないと思います。あとは木村委員がおっしゃったように、インクルージョンを推し進めていくという中で、今取り組まれていることなどでも良いので情報提供や事業所が取り組みをしている中で困った時に考えを吐き出せる場が、地域自立支援協議会の中などであったらよいかと思います。そういった機会が多くあれば連携がしやすくなるし、より充実した支援の向上につながると思います。ぜひ行政からも発信していただいて考えていける土壌を作っていただけたらと思います。

計画の改定案でその他何かありますか。

## <協議事項以外>

【佐藤委員】

前回欠席し議事録しか見ていないので確認をしたいのですが、前々回、事業所の人材確保について、市で合同説明会ができないかと提案し、次期計画に盛り込む方向で検討すると回答をいただいていた。第7期計画に盛り込むということでよいでしょうか。

【事務局：高井】

盛り込まれるのは障がい者計画になりますので、次期計画というのは令和9年度からの計画になり、第7期計画は数値目標になります。

【佐藤委員】

今すぐしていただきたい。

【事務局：高井】

第4期障がい福祉計画の中間見直しの中に文言で入れさせていただくことで次回の策定委員会で確認していただくことは可能です。数値目標ではなく文言として追加します。

【佐藤委員】

来年の4月を期にして実施の方向で検討するということがよろしいでしょうか。

【事務局：高井】

その通りです。

【佐藤委員】

前回会議で、高齢分野と合同で実施したらどうかとの意見がありましたが、障がい福祉サービス一本に絞った方がよいと思います。それに付随して、合同説明会はイベント的ではありますが、これで人員が充足すると良いのですが、開催目的としては広く発信する意味もあると思います。単に報酬がいくらとかだけでなく、スタッフの紹介など仕事について充実してやっているんだというプラスの面も発信していった方がよいと考えます。説明会は市でやっていただきたいが、各事業所で発信したいことがあると思うので、みんなで集まってミーティングするなど、事業所を巻き込んで企画してほしいです。また一過性のものでは厳しいとの意見もありました。市で障がい福祉サービスに関する仕事の情報のサイトを開設してほしいとも思います。民間委託しても構わないですし、ハローワークとリンクして、年間を通して常に窓口を開けておくこと。これが一つ目の新たな提案です。二つ目は短期勤務ならやってもよいという人は貴重です。例えば、元看護師、元介護士等の人材バンクがあると使い勝手がよいと思います。募集しているだけでは誰も来ないのでこちらからアプローチして一

人一人集めるのが確実な方法だと思います。三つ目ですが、事業所で新規の入職者があったときに、市で新入職員向けのオリエンテーションをやってほしいです。市としてこういうところをバックアップしているということなどを伝えてほしいと思います。職員の定着のために座学でもいいからやっていただきたいと思います。

ゴールは利用者さんがサービス利用を希望した時に100%応えることができる日が来ることです。これを目指してやっていただきたいですし、ノーマライゼーションの実現の第一歩だと思います。

以上、意見です。

【戸田委員長】

人材の確保についてのご意見ということで、計画の改定案ではないということでよいでしょうか。

【佐藤委員】

そうです。新たな意見です。

【戸田委員長】

改定案とは別個で、人材確保の具体案ということで市でもご検討よろしくをお願いします。

以上で協議事項を終了し、事務局にお返しします。

<その他>

【事務局：高井】

次回の会議日程は11月末ごろを予定しております。次回の内容は、第1回「石狩市第4期障がい者計画の中間見直し」結果と今回の「石狩市第6期障がい福祉計画及び石狩市第2期障がい児福祉計画改定（案）」をまとめた計画の素案についてご検討いただきます。第3回策定委員会で確認いただきました計画素案につきまして、12月から1月にかけてパブリックコメントに提出し、市民の方のご意見をいただき、2月開催予定の第4回策定委員会にて確定となります。

また、今回の策定委員会の議事録案の作成が終わりましたら一度確認していただき、その後、議事録確定という流れになりますので、よろしくをお願いします。

以上を持ちまして、令和5年度第2回石狩市障がい者福祉計画策定委員会を終了いたします。

議事録署名

会議経過を記録し相違がないことを証するため、ここに署名します。

令和 5年 10月 30日

石狩市障がい者福祉計画策定委員会

委員長 戸 田 健 一

---